

令和8年度浅口市競争入札（見積）参加資格審査申請書受付要領

＜物品の売買・修理・役務の提供＞

インターネットを利用した電子申請での手続きをお願いいたします。

この度の受付は、中間年度の追加受付となります。

令和7年度参加資格申請をされた方は、今回の申請手続きは必要ありません。

1. 受付期間 令和8年2月1日（日）から令和8年2月27日（金）まで

2. 申請方法 電子申請（申請サイトリンク）※市HP申請手順を参照ください。

3. 入札参加資格有効期間 令和8年4月1日から**1年間（令和9年3月31日まで）**

4. 注意事項

（1）次の各号に該当する方は、競争入札（見積）参加資格申請の受付ができません。

①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

②賦課されているすべての税（国税・県税・市税）を完納していない者

③申請時において、営業年数が1年未満の者

④希望する業種（営業）に必要な免許・許可・登録許可を受けていない者

⑤申請された申請書及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められない者

（2）浅口市土地開発公社、浅口市水道事業への指名願いは、浅口市財政課へ提出されたもので兼用します。

（3）官公庁発行の証明書類等については、特段の指定がない場合において、資格審査申請書提出日の**直前3ヵ月以内**のものを添付すること。

5. 提出書類

申請者は、本社の代表者としてください。

○ 申請書【物品・役務の提供等】

※メールアドレスの取扱いについて

A.本社(店)情報(10)（契約権限を委任する場合はB.契約する営業所情報(11)）にご記入いただいたメールアドレス宛に、指名通知や見積依頼等を送付させていただく場合がありますので、記入誤り等がないようご注意ください。

※競争入札(見積)に参加を希望する営業品目について

F.業種情報に希望する営業品目を具体的に記入してください。

① 年間取扱高等申告書

様式第2号

【営業種目】

- 登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）へ営業又は事業目的として記載している業種に基づいて記入してください。
- 別添「営業品目一覧表」を参照し、種目名、営業品目名を詳細に記入してください。販売額の大きい順に記入し、足りないときは別紙を添付してください。
- 申請する登録品目で、営業を行う上で、法令上の許可・認可・資格・登録が必要な場合は、許可書等の写しを必ず添付してください。許可書等の写しの提出がない場合は、入札・見積等に参加できません。

【自己資本額】

- 法人の場合は、決算書（貸借対照表）により記入してください。
- 個人の場合は、青色申告書・確定申告書の写しにより記入してください。

【生産設備等の額】

- 決算書・青色申告書（固定資産、減価償却累計額控除後）を記入してください。

【営業年数】

- 登記簿謄本参照
- 個人営業～法人設立～合併等

【従業員数】

- 申請書提出年の1月1日現在において、常時雇用している正規職員数を記入してください。

※注意：この「年間取扱高申告書」の記載内容により、入札参加資格の認定、等級分けを行います。

記入間違い・記入漏れのないようにしてください。

② 誓約書

様式第4号

- 誓約書の記載内容について承知のうえ提出してください。
- 法人の場合は代表者名で、個人の場合は本人名で記入してください。
- 押印は、実印でお願いします。

③ 使用印鑑届

様式第5号

- 本市との取引にあたり、入札・見積・契約締結及び請求等に使用する印鑑を押印してください。
- 本店等が支店等に委任する場合は、受任者が入札・契約締結等で押印する印鑑を押印してください。

④ **委任状**

共通様式第1号

- ・申請者（本店）の代表者が、受任者（支店長等）を代理人と定めて、本市と取り引きする場合のみ提出してください。

※受任者がある場合は、入札・見積・契約締結及び代金の請求は、受任者名で行います。委任期間は、令和9年3月31日までです。

⑤ **浅口市暴力団排除条例に係る誓約書**

共通様式第2号

⑥ **印鑑証明書**

⑦ **決算書**

決算書は、直近1年間分とします。

⑧ **営業許可証明書**

営業に許可が必要な業種のみ。該当する営業許可（登録）証明書を提出してください。

⑨ **履歴事項全部証明書（登記簿謄本）**

【法人の場合】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本 現在事項全部証明書は不可）

【個人の場合】身分証明書（免許証等ではなく、本籍地の市町村が発行するもの）

(つづく)

⑩～⑬ 納税証明書（完納証明書）

・契約権限のある事務所の所在等に応じて、下表のとおり提出してください。

事 例		添付すべき納税証明書	備 考
個 人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等） 市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）	国税…税務署で税務署様式その3の2（申告所得税と消費税および地方消費税に未納額がないこと）の証明を受けてください。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等）	県税…県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（所得税、消費税および地方消費税）	市税…市役所で完納証明書（市税の滞納がないことの証明）を受けてください。
法 人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合 市内に本店を有する者 (市内業者)	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等） 市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等） 上記に加え、 代表者の市町村税完納証明書	国税…税務署で税務署様式その3の3（法人税と消費税および地方消費税に未納額がないことの証明）を受けてください。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等）	県税…県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（法人税、消費税および地方消費税）	市税…市役所で完納証明書（市税の滞納がないことの証明）を受けてください。

※ 国税の納税証明書につきましては手数料が安価なオンライン請求が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp> (イータックス)

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> (国税庁)

⑭ その他参考資料

・取扱いメーカー、会社案内（パンフレット等）など業務内容のわかる資料を添付

以上

提出物チェックリスト (物品・役務)

Check	書類名	備考
	○ 申請書【物品・役務の提供等】	
	① 年間取扱高等申告書	様式第2号
	② 誓約書	様式第4号 押印 1箇所
	③ 使用印鑑届	様式第5号 押印 2箇所
	④ 委任状	支店等を市の契約相手方にする場合に提出。 共通様式第1号 押印 2箇所
	⑤ 浅口市暴力団排除条例に係る誓約書	共通様式第2号 押印 1箇所
	⑥ 印鑑証明書	提出日の直前3ヵ月以内のもの。
	⑦ 決算書	直近1年間分
	⑧ 営業許可証明書	必要業者のみ提出
	⑨ 履歴事項全部証明書 (法人) 身分証明書 (個人)	提出日の直前3ヵ月以内のもの。 (法人の場合、現在事項全部証明書は不可。)
	⑩ 納税証明書 ～ ⑬	提出日の直前3ヵ月以内のもの。 契約権限のある事務所の所在に応じて下記提出。 ※詳細は4ページを参照 市内本店…国税・県税・市税・代表者完納証明 市内支店…国税・県税・市税 県内………国税・県税 (県徴収金) 県外………国税 (法人税・申告所得税・消費税)
	⑭ その他参考資料	パンフレット等概要がわかるもの (任意提出)